特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名				
2	松戸市	地方税に関する事務	基礎項目評価書		

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松戸市長

公表日

令和3年7月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の概要	1. 事務の目的 松戸市は、市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の適正かつ公平な課税及び収納を行うため、地方税に関する事務を(1)課税事務、(2)収納管理事務、(3)滞納整理事務、(4)宛名管理事務に分けて行っている。 2. 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例(松戸市市税条例(平成27年松戸市条例第12号)をいう。)による地方税に関する事務全体の概要は、以下のとおりである。(1)課税事務 納税義務者からの申告・届出・申請や登記所からの通知及び調査を基に課税を行う。(2)収納管理事務 納税管理、納税義務者への還付等を行う。(3)滞納整理事務 納税前のに納付がない者への還付等を行う。(4)宛名管理事務 納税義務者等の宛名管理を行う。(4)宛名管理事務 納税義務者等の宛名管理を行う。 (5)納税義務者からの申告・届出や申請を受け付け、確認する。また、税務署・年金保険者・企業・他自治体からの申告情報を取得する。(2)について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第7号(別表第二)に基づき、障害者情報や生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等の資格を有するか確認する。(4)個人住民税における所得・課税情報を情報提供ネットワーク経由で提供する。(5)(1)~(3)により決定した課税内容を納税義務者や年金保険者、企業へ通知する。(6)納税義務者の納付(収納)情報を金融機関等から取得する。(7)過納付や誤納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当を通知する。(8)納期限内に完納しない場合は、納税義務者に対して督促状・催告状を発送する。
③システムの名称	(9) 納税義務者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。 (10) 健康保険システム等に所得・課税情報を提供する。また、健康保険料情報に基づき、社会保険料控除等を算出する。 (11) 各業務情報に基づき、障害者控除の算出、社会保険料控除の算出、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行う。 1. 税総合システム(税務システムと同義) 2. 審査システム(eLTAX) 3. 国税連携システム(eLTAX) 4. 庁内共通連携基盤システム(宛名システム等と同義) 5. 中間サーバ 6. 番号管理システム
2. 特定個人情報ファイル・	
税総合情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢>

1. 情報提供の根拠

(1)番号法第19条第7号別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)

(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2

②法令上の根拠

2. 情報照会の根拠

(1)番号法第19条第7号別表第二第一欄が「市町村長」であって第二欄に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(27の項)(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 財務部 税制課、市民税課、固定資産税課、収納課、債権管理課

②所属長の役職名 税制課長、市民税課長、固定資産税課長、収納課長、債権管理課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 電話番号 047-366-7107

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 松戸市役所 財務部 税制課 電話番号 047-366-7321

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1) 1,000人未満(任意実施 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人未満(任意実施) 3) 1万人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和3年	4月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満			
	いつ時点の計数か	令和3年	4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類						
<選択肢> 1)基礎項目評価書 「基礎項目評価書及び全項目評価書 「基礎項目評価書及び全項目評価書 「基礎項目評価書及び重点項目評価書 」 「基礎項目評価書及び全項目評価書								
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	キャトワークシステ	ムを通じ	た入手を除	(.)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供	を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・決	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[〇] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓	各							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I−4−②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	1. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	事後	項の追加(85の2)。 特定個人情報保護評価書指 針(平成28年1月1日)の第6- 2-(2)の重要な変更に該当し ない。 また、その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が義務 付けされていない。
平成28年6月30日	I -5-②所属長	高木茂人(税制課)、石井常雄(市民税課)、田中稔(固定資産税課)、高橋義和(収納課)	田中稔(税制課)、町山弘幸(市民税課)、渡辺 武(固定資産税課)、原義之(収納課)	事後	人事異動による修正。 特定個人情報保護評価書指 針(平成28年1月1日)の第6- 2-(2)の重要な変更に該当し ない。 また、その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が義務 付けされていない。
平成28年6月30日	Ⅱ-1.対象人数 いつの時点 の計数か	平成26年12月18日時点	平成28年4月1日時点	事後	計数時点の変更。 特定個人情報保護評価書指 針(平成28年1月1日)の第6- 2-(2)の重要な変更に該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成28年6月30日	Ⅱ-2.取扱者数 いつの時点 の計数か	平成26年12月18日時点	平成28年4月1日時点	事後	計数時点の変更。 特定個人情報保護評価書指 針(平成28年1月1日)の第6- 2-(2)の重要な変更に該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成29年1月31日	I -5-①部署	財務部 税制課、市民税課、固定資産税課、収納課	財務部 税制課、市民税課、固定資産税課、収納課、債権管理課	事後	機構改革による修正。 特定個人情報保護評価書指 針(平成28年1月1日)の第6- 2-(2)の重要な変更に該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	I -5-②所属長	田中稔(税制課)、町山弘幸(市民税課)、渡辺 武(固定資産税課)、原義之(収納課)	田中稔(税制課)、町山弘幸(市民税課)、渡辺武(固定資産税課)、原義之(収納課)、髙橋義和(債権管理課)	事後	人事異動・機構改革による修正。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更に該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成29年7月31日	I−4−②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第32条、第32条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第45条、第55条、第55条、第58条、第59条	1. 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第19条、第19条、第1条、第1条、第19条、第20条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条の3、第24条の2、第31条の3、第24条の2、第31条の3、第32条、第31条、31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第35条、第55条、第50条、第50条、第50条、第50条、第55条、第59条の2、第50条、第50条、第59条の2、第50条、第59条の2、第50条、第59条の2、第59条の3	事後	1. (1) 項の追加(38、119)。 項の削除(117、120)。 1. (2) 条の追加(第24条、第24条 の2、第24条の3、第26条の3、第31条の2、第31条の2、第31条の3、第43条の4、第44条の2、第59条の2、第59条の2、第59条の2、第59条の3)。 特定個人情報保護評価書指針(平成28年1月1日)の第6-2-(2)の重要な変更に該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が付けされていない。
平成29年7月31日	I -5-②所属長		田中稔(税制課)、町山弘幸(市民税課)、日暮 正男(固定資産税課)、原義之(収納課)、髙橋 義和(債権管理課)	事後	人事異動による修正。 特定個人情報保護評価書指 針(平成28年1月1日)の第6- 2-(2)の重要な変更に該当し ない。 また、その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が義務 付けされていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	Ⅱ-1.対象人数 いつの時点 の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	計数時点の変更。 特定個人情報保護評価書指 針(平成28年1月1日)の第6- 2-(2)の重要な変更に該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成29年7月31日	Ⅱ-2.取扱者数 いつの時点 の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	計数時点の変更。 特定個人情報保護評価書指 針(平成28年1月1日)の第6- 2-(2)の重要な変更に該当し ない。 また、その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が義務 付けされていない。
平成30年7月31日	I -4-②法令上の根拠	めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める省令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条の2、第50条、第59条の3	務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第31条の3、第28条、第31条、第31条の2、第35条、第36	事後	省令名の修正。 行政手続における(略)定める 省令→行政手続における(略) 定める命令 条の追加(第22条の3、第22 条の4)。 特定個人情報保護評価書指 針(平成28年1月1日)の第6- 2-(2)の重要な変更に該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務 付けされていない。
平成30年7月31日	I-5-②所属長	田中稔(税制課)、町山弘幸(市民税課)、日暮 正男(固定資産税課)、原義之(収納課)、髙橋 義和(債権管理課)	田中稔(税制課)、日暮正男(市民税課)、野澤 光広(固定資産税課)、原義之(収納課)、鴇田 聖(債権管理課)	事後	人事異動による修正。 特定個人情報保護評価書指 針(平成28年1月1日)の第6- 2-(2)の重要な変更に該当し ない。 また、その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が義務 付けされていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月31日	Ⅱ-1.対象人数 いつの時点 の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	計数時点の変更。 特定個人情報保護評価書指 針(平成28年1月1日)の第6- 2-(2)の重要な変更に該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
平成30年7月31日	Ⅱ-2.取扱者数 いつの時点 の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	計数時点の変更。 特定個人情報保護評価書指 針(平成28年1月1日)の第6- 2-(2)の重要な変更に該当し ない。 また、その他の項目の変更で あり事前の提出・公表が義務 付けされていない。
令和1年6月27日	I 関連情報 5 ② 所属長の役職名	田中稔(税制課)、日暮正男(市民税課)、野澤 光広(固定資産税課)、原義之(収納課)、鴇田 聖(債権管理課)	税制課長、市民税課長、固定資産税課長、収納 課長、債権管理課長	事後	様式の変更
令和1年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1及び2 いつの時点の計数 か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点の変更
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策		Ⅳ リスク対策 を記載	事後	様式の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月10日	I −4−②法令上の根拠	報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令、第7号、第1条、第2条、第3条、第12条、第12条、第12条、第12条、第12条、第12条、第12条、第2条の3、第22条の3、第22条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第44条、第44条の2、第44条、第44条、第44条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第	4、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第24条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条	事後	項の追加(20、53、117)、変更(119→120)。 条の追加(第14条、第27条、 第59条の2の2)。 特定個人情報保護評価書指 針(平成28年1月1日)の第6- 2-(2)の重要な変更に該当しない。 また、その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けされていない。
令和2年7月10日	II しきい値判断項目 1及び2 いつの時点の計数 か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点の変更
令和3年7月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1及び2 いつの時点の計数 か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点の変更